

財務省告示第五百六十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十五年度の初日から平成十五年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十五年八月二十九日

財務大臣 塩川 正十郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十五年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名				
輸入数量				
五	四	三	二	一
三三	一	ハ、九七五	一	トン
トン	トン	トン	トン	トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二	一八、一八九トン
五八四トン				三八八トン	三九五トン	トン	九・三七トン	一、三六六トン	七一トン